平成２７年度　コンビニ交付推進セミナー資料

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

個人番号カード交付事務について

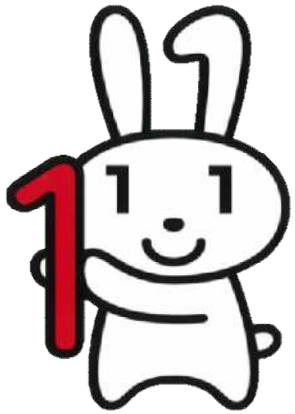

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

平成２８年１月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。

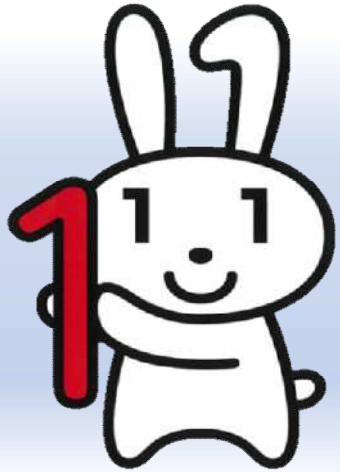

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金　労働　医療　福祉

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護　　など

税

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務

など

災害対策

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

など

※　このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

番号制度導入によるメリット　～導入前～

住　民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、**添付書類を揃える**。

各種手当の申請時に必要となる情報（例）

- 住民票関係情報（市町村長）
- 地方税関係情報（市町村長）
- 障害者関係情報（都道府県知事）
- 医療保険給付関係情報（医療保険者）
- 年金給付関係情報（公的年金給付の支給者）

各種添付書類等

行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における**情報の連携が不足**していること等から、**本来給付を受けることができるが未受給となっている者**がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず**不正に給付を受けている者**がいる状況が発生。

住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

行　政

① **確認作業等**に係る業務に**多大のコスト**

- 住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から収受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- 外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、**転記・照合・電算入力ミス**が発生する可能性。
- 手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の**連携が希薄**で、**重複して作業**を行うなど、**無駄な経費**が多い。

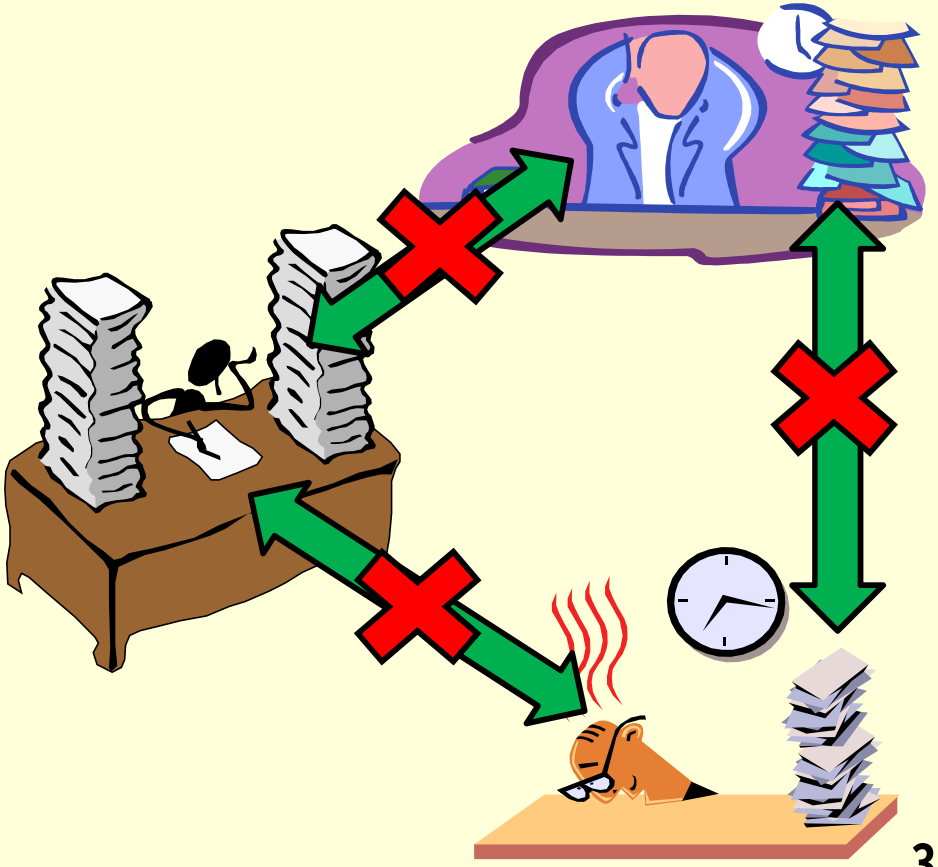

番号制度導入によるメリット　～導入後～

番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会･提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。

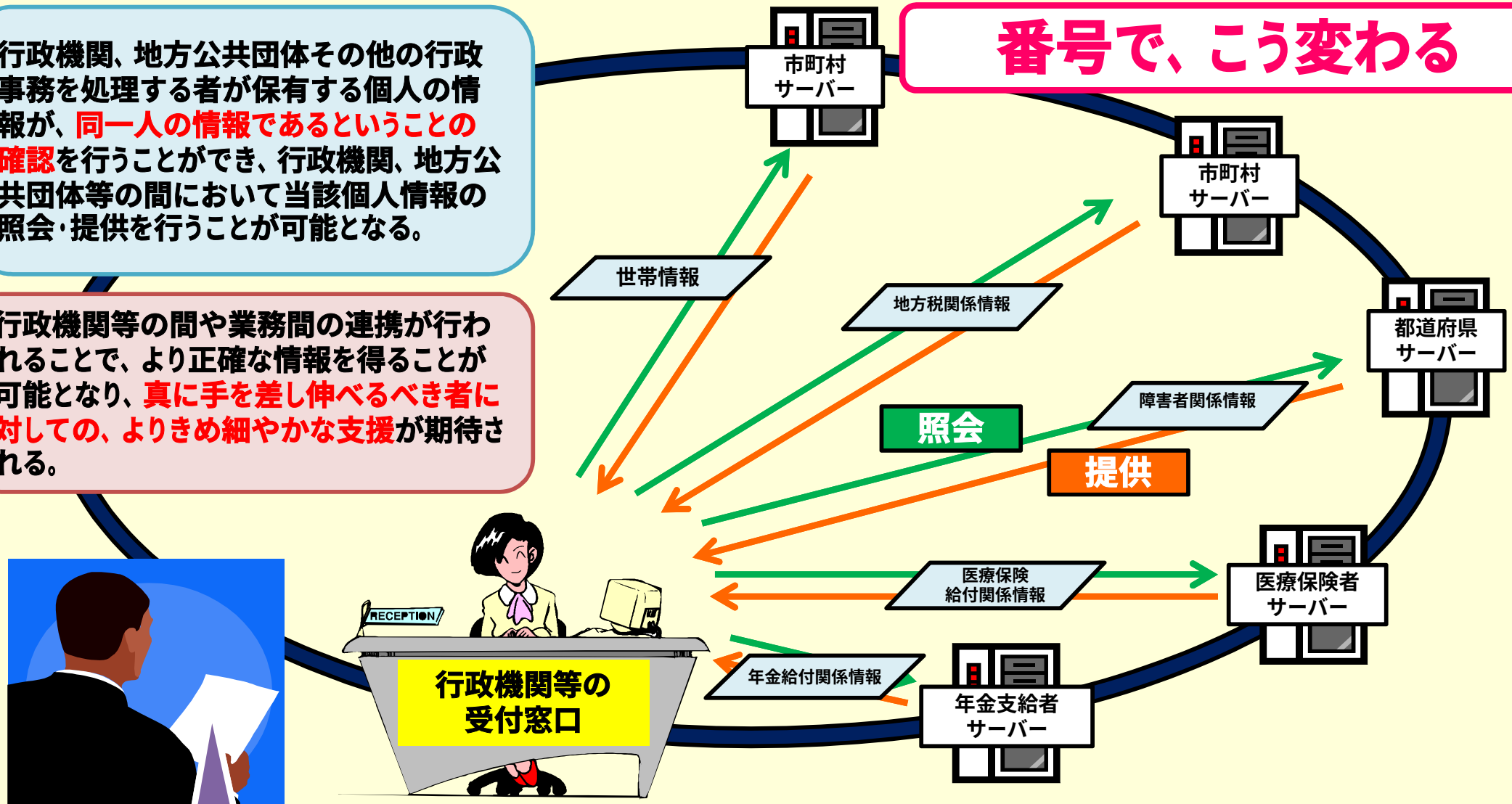

諸手当申請書

社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。

社会保障･税番号制度における情報連携の全体像

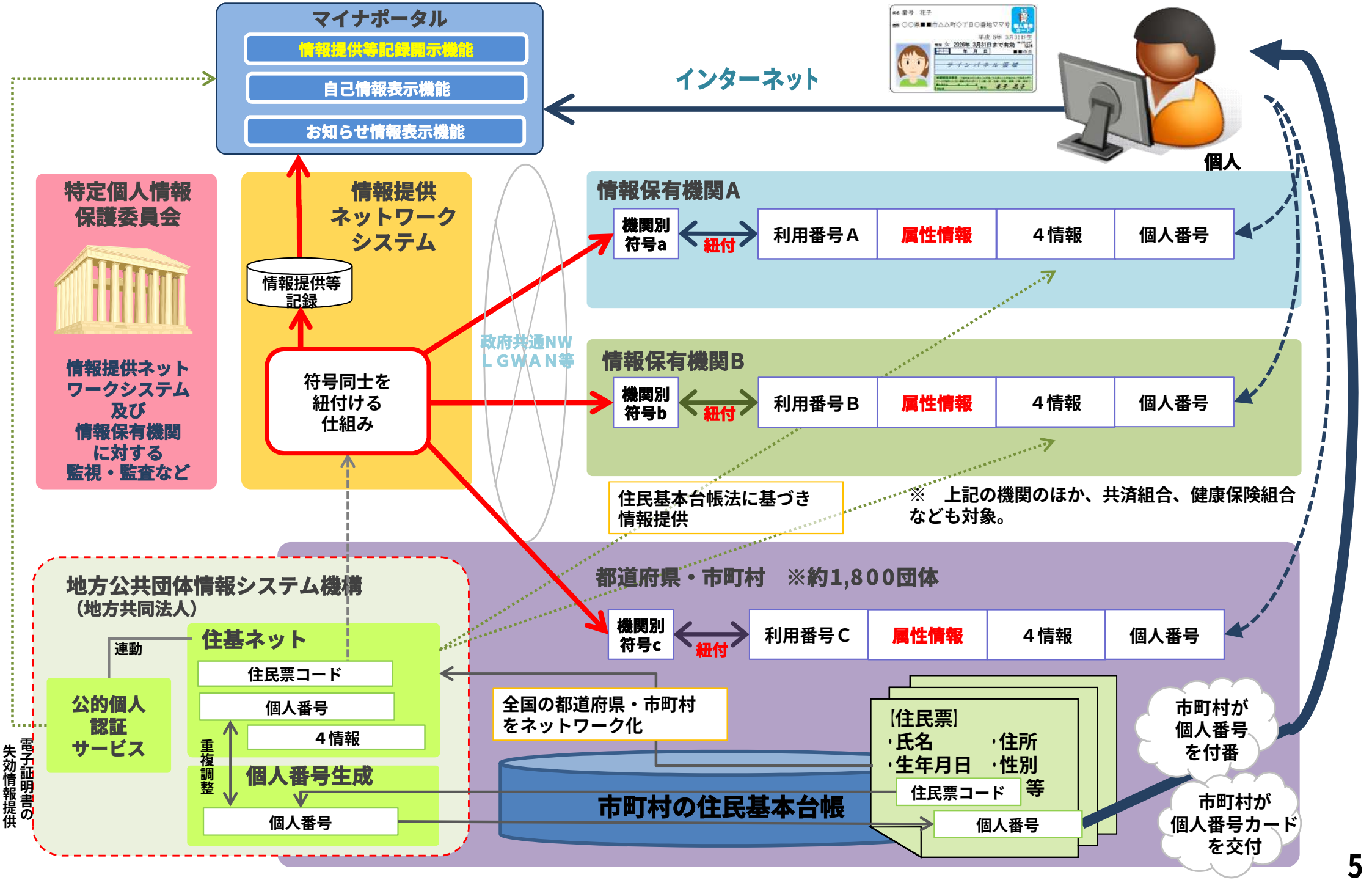

社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール

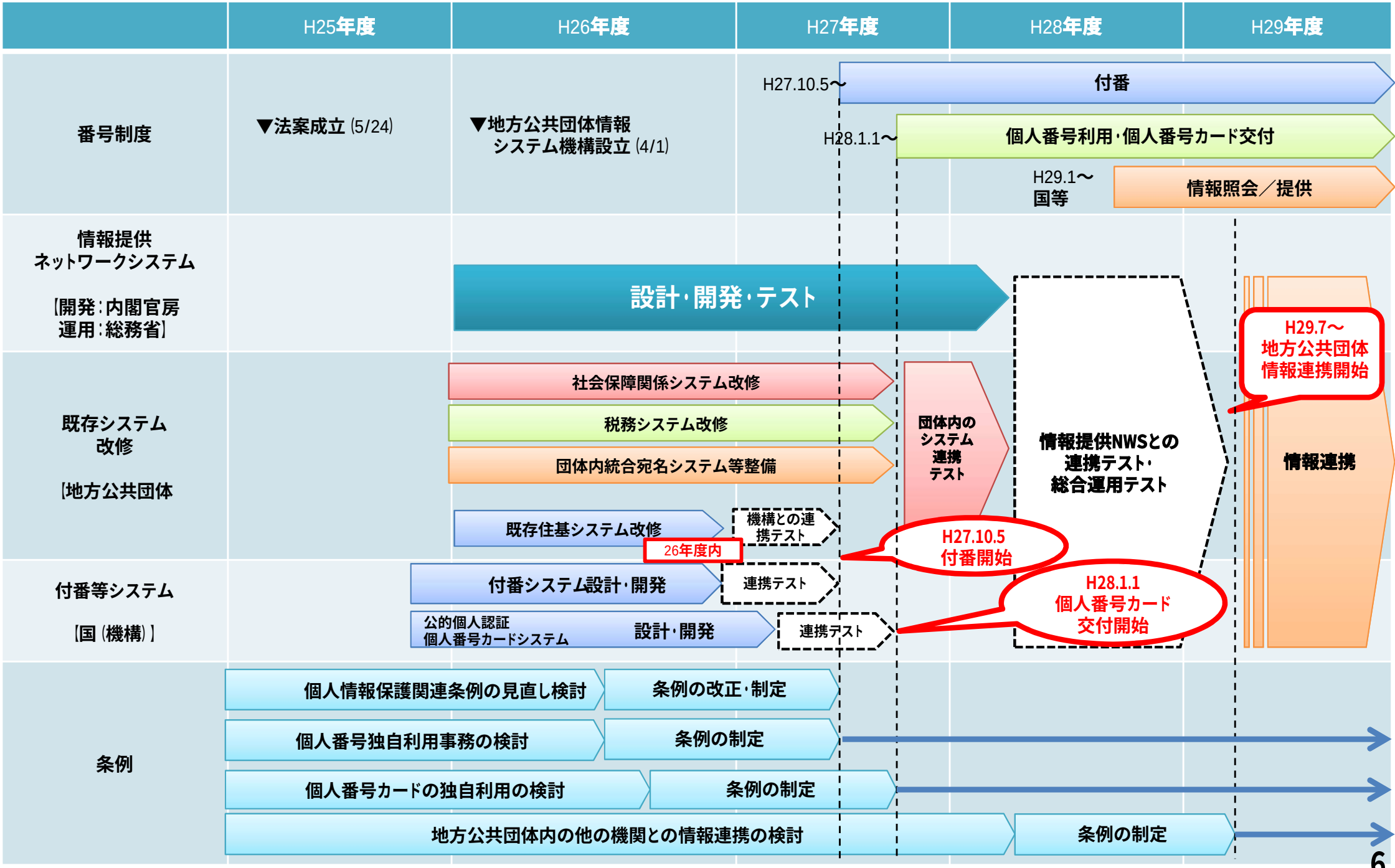

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1　様式	or ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面（案） 裏面（案） ○個人番号を券面に記載（裏面） ○顔写真を券面に記載	 （案） ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2　作成・交付	○即日交付又は窓口に2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料：1000円が主 （電子証明書を搭載した場合） ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ（顔写真確認等）を想定 ○全市町村が共同で委任 ○手数料：無料（電子証明書含む） ○交付事務は法定受託事務	○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任 ○手数料：なし ○交付事務は法定受託事務
3　有効期間	○発行日から10年 ※電子証明書（署名用）は3年	○発行日から申請者の10回目の誕生日まで （ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで） ※電子証明書（署名用・利用者証明用）は発行日から5回目の誕生日まで	○なし
4　利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等） ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 （番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。）

個人番号カードの様式、申請・交付（案）

様　式

表面（案）

○　個人番号を記載しない
→　コピーできる者に制限はない
（本人同意等によりできる）

裏面（案）

○　個人番号を記載する
→　コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される

ICチップ内のAP構成

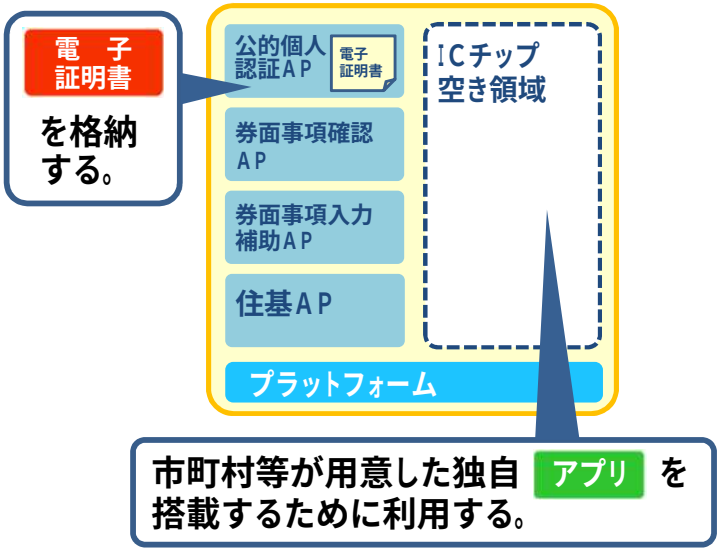

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

◇ 交付手数料については無料。
◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式（案）

（表）

通知カード

個人番号　0123 4567 8901

氏名　番号　花子

住所　○○県△△市□□町○丁目△番地１－１－１

平成5年3月31日生　性別　女

発行日　平成27年10月00日

△△市長

A123456789

←切り離す際は丁寧に切り離してください。

（キリトリ）

個人番号カード交付申請書
兼　電子証明書発行申請書

△△市長宛
（地方公共団体情報システム機構　宛）

申請書ＩＤ	1234 5678 9012 3456 7890 123
＊氏名	番号　花子
＊住所	○○県△△市□□町○丁目△番地１－１－１
生年月日＊	平成5年3月31日
性別＊	女
【代替文字情報】	
電話番号	
外国人住民の区分	-
在留期間等満了日の有無	-
在留期間等満了日	-
右欄の点字表記を希望する ※最大 11 文字まで（濁点等は１文字）	□
	バンゴウ　ハナコ

※上に入力されている情報は、平成 00 年 00 月 00 日現在のものです。

左の QR コードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

（キリトリ）

申請書ＩＤ	1234 5678 9012 3456 7890 123

右の QR コードは製造管理用です→

視覚障がい者用
音声コード

10000019 01/01
3190110000019#

（裏）

● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
● この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
（連絡先）個人番号カードコールセンターTEL XXXX-XXX-XXX
● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は市町村に返納しなければなりません。

マイナンバー

←切り離す際は丁寧に切り離してください。

（キリトリ）

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日　　年　　月　　日

申請者氏名（自署）　　印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

顔写真貼付欄

サイズ
（縦 4.5cm ×横 3.5cm）

・最近６ヶ月以内に撮影
・正面、無帽、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

□ 署名用電子証明書※　不要
□ 利用者証明用電子証明書　不要

※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

【ご注意】電子証明書は、e－Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	ふりがな		本人との関係
	代理人氏名（自署）	印	
	代理人住所	〒　－ （電話番号：　　）	

（キリトリ）

●15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧のうえ、ご記入ください。

●表面の記載事項のうち、＊印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の様式（案）

（表）

郵　便　は　が　き　　A10-012345

0120123401234567 89

999-9999
○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

番号　花子

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
裏面に記載の必要書類を持参のうえ来庁して下さい。

市区町村名	■■市
交付場所名	■■市役所
交付場所所在地	○○県■■市△△△町◇－◇－◇
電話番号	01-2345-6789

代替文字情報　×→▲　○→◎　●→□

電子証明書に使用される文字は、一般的なパソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えますので、別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出て下さい。

■■市役所
○○県■■市△△△町◇－◇－◇

（裏）

A10-012345

■■市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書　兼　照会書

申請いただいた個人番号カード及び電子証明書の準備ができましたので通知・照会します。あなたの意思に基づく申請に相違がなければ以下の回答書に記入・署名・なつ印の上、あなたご自身が表面記載の交付場所に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿までに来庁して下さい。なお、来庁時には以下の書類を持参下さい。

・本通知書　・通知カード　・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
・本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等市町村長が適当と認める書類のうち２点※）

回答書　平成　年　月　日

■■市長様

個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものに相違ありません。

本人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で回答書の持参を代理人に依頼される場合(※)は、以下の委任状の欄に、あなたご自身が記入・署名・なつ印して、代理人に持参させてください。また、あなたが指定した代理人が本人であることを確認するため、代理人の運転免許証等の本人確認書類及び代理権の確認書類(※)が必要です。

委任状　平成　年　月　日

■■市長様
本人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

私は、下記の者を代理人として個人番号カードの受領及び電子証明書の発行手続き（代替文字の選択を含む）、電子証明書の受領の権限を委任しましたので通知します。

代理人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代理人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人に委任する場合は、あなたご自身が暗証番号を記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付して下さい。

①署名用電子証明書暗証番号（英数字6文字以上16文字以下）
②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）
③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）
④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

（※）本人確認書類や、代理人に依頼できる場合の詳細は、通知カード送付時に同封された説明書類を確認いただくか、個人番号カードコールセンター（XXXX-XXXXX）にお問い合わせ下さい。
（個人番号カードホームページ　http://www.XXXXX.go.jp/）

はがす

目隠しシールを剥がして、交付場所をご確認してください。

（注意）剥がした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合に、ハガキ裏面の暗証番号記入欄に貼付していただくこととなりますので、委任される方は、先に暗証番号をご記入してから剥がしてください。

必要に応じ再利用

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として

○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

券面

各種行政手続のオンライン申請

○電子申請（e-Tax等）の利用
○行政からプッシュ型の情報（お知らせ）を取得

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

電子証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止

券面 または 電子証明書

各種民間のオンライン取引／口座開設

○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

電子証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

■市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
■国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中

将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化

券面 または アプリ または 電子証明書

コンビニなどで各種証明書を取得

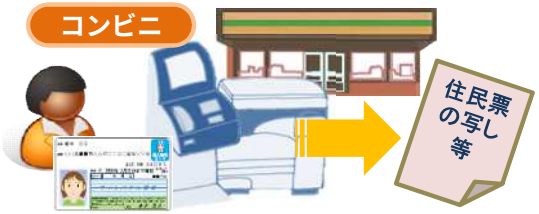

○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

現在、約100市町村（国民の約2割）が利用できる。アンケート調査によると、今後、約800弱の市町村が導入予定(国民の約8割)。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

アプリ または 電子証明書

個人番号カードのアプリの概要

個人番号カードの表面（案 ）

個人番号カードの裏面（案 ）

個人番号カードのAP構成

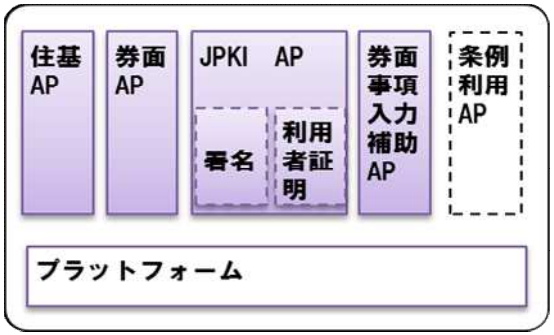

AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	(目的) ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 (記録する情報) ・表面情報：4情報＋顔写真の画像 ・裏面情報：個人番号の画像	・個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 ：照合番号A（個人番号12桁） ・個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ ：照合番号B（14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁）
JPKI-AP	(署名用) ・電子申請に利用	暗証番号（6～16桁の英数字）
	(利用者証明用)【新規】 ・マイナポータル等のログインに利用	暗証番号（4桁の数字）
券面事項入力補助AP【新規】	・個人番号や4情報を確認（対面・非対面）し、テキストデータとして利用することが可能 【記録・利用する情報】 ①個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ ②個人番号 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注）①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号（4桁の数字） ②については、照合番号A（個人番号12桁） ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B（14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁）
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号（4桁の数字）

※「暗証番号（4桁の数字）」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて

公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、<u>片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質</u>をもつ。

署名用電子証明書（既存）

（性質）
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

（利用局面）
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

（利用されるデータの概要）

※電子署名法（平成12年法律第102号）の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

署名用秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

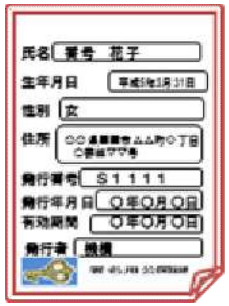

※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書（新規）

（性質）
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書（基本4情報の記載なし）を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

（利用局面）
マイナポータルのログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

（利用されるデータの概要）

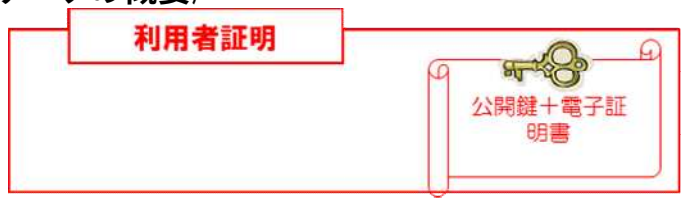

利用者証明用秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

※基本4情報の記録なし

公的個人認証サービスの民間拡大について

○　e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に

○　ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大

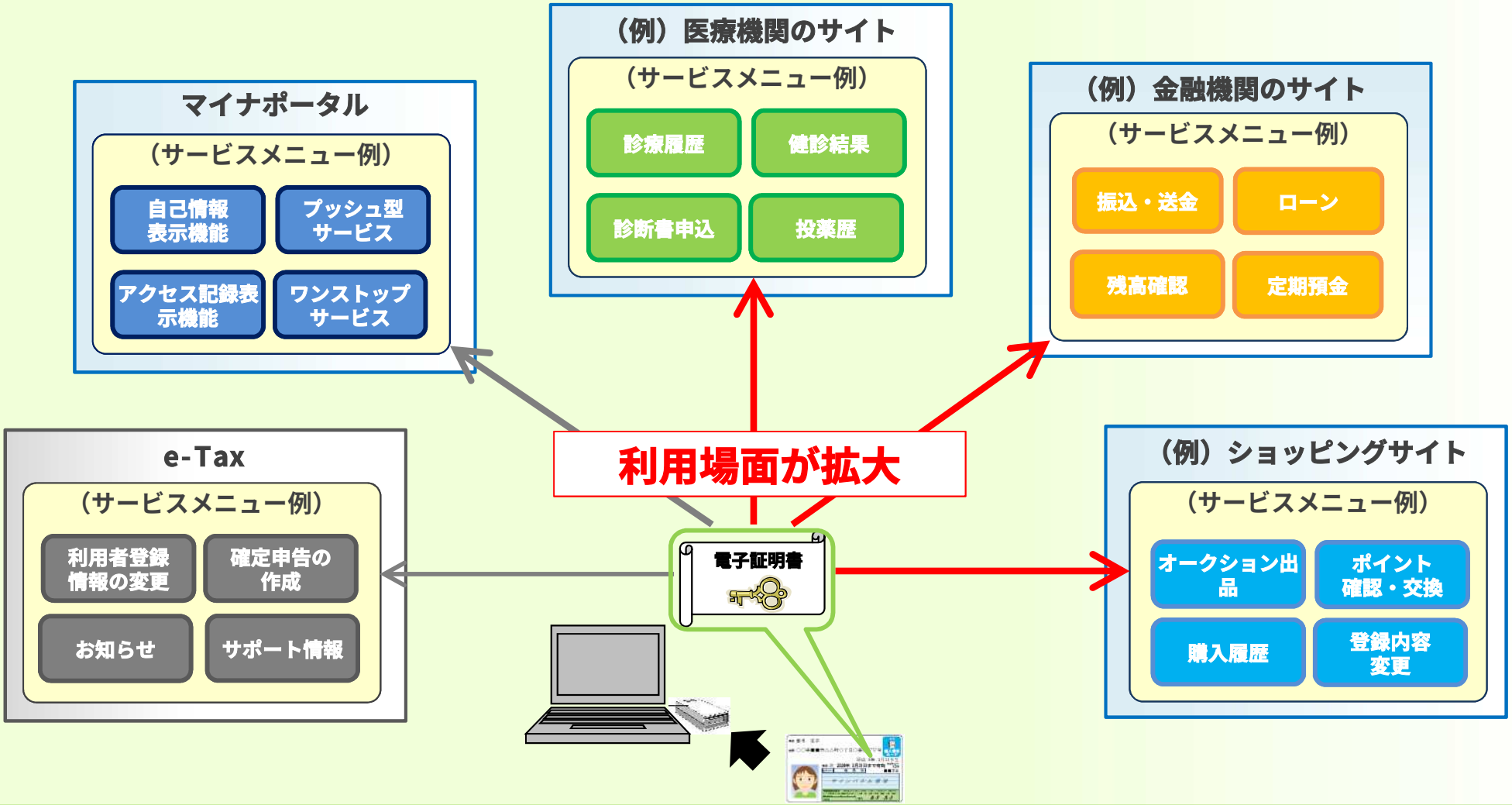

個人番号カードの申請・交付方式（案）について

① 交付時来庁方式

② 申請時来庁方式

③ 申請時来庁方式（被災者・DV等被害者対応）

④ 勤務先企業等による一括申請方式

⑤ 勤務先企業等による一括申請方式
（勤務先企業等に職員が出向き一括申請受付）

市区町村における個人番号カードの交付業務フロー（①交付時来庁方式）

交付業務フロー（一括委任方式：交付時来庁）

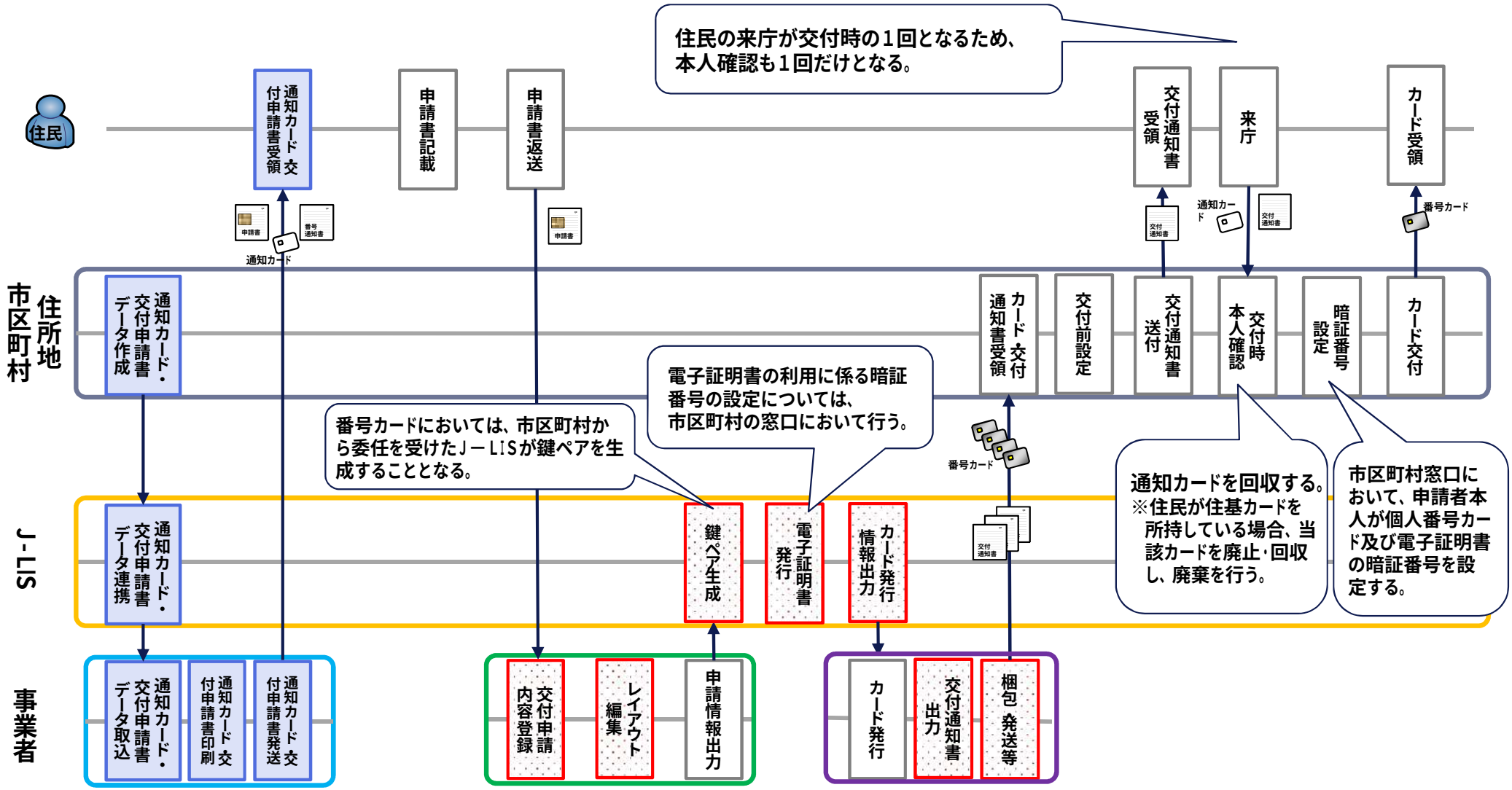

市区町村における個人番号カードの交付業務フロー（②申請時来庁方式）

交付業務フロー（一括委任方式：申請時来庁）

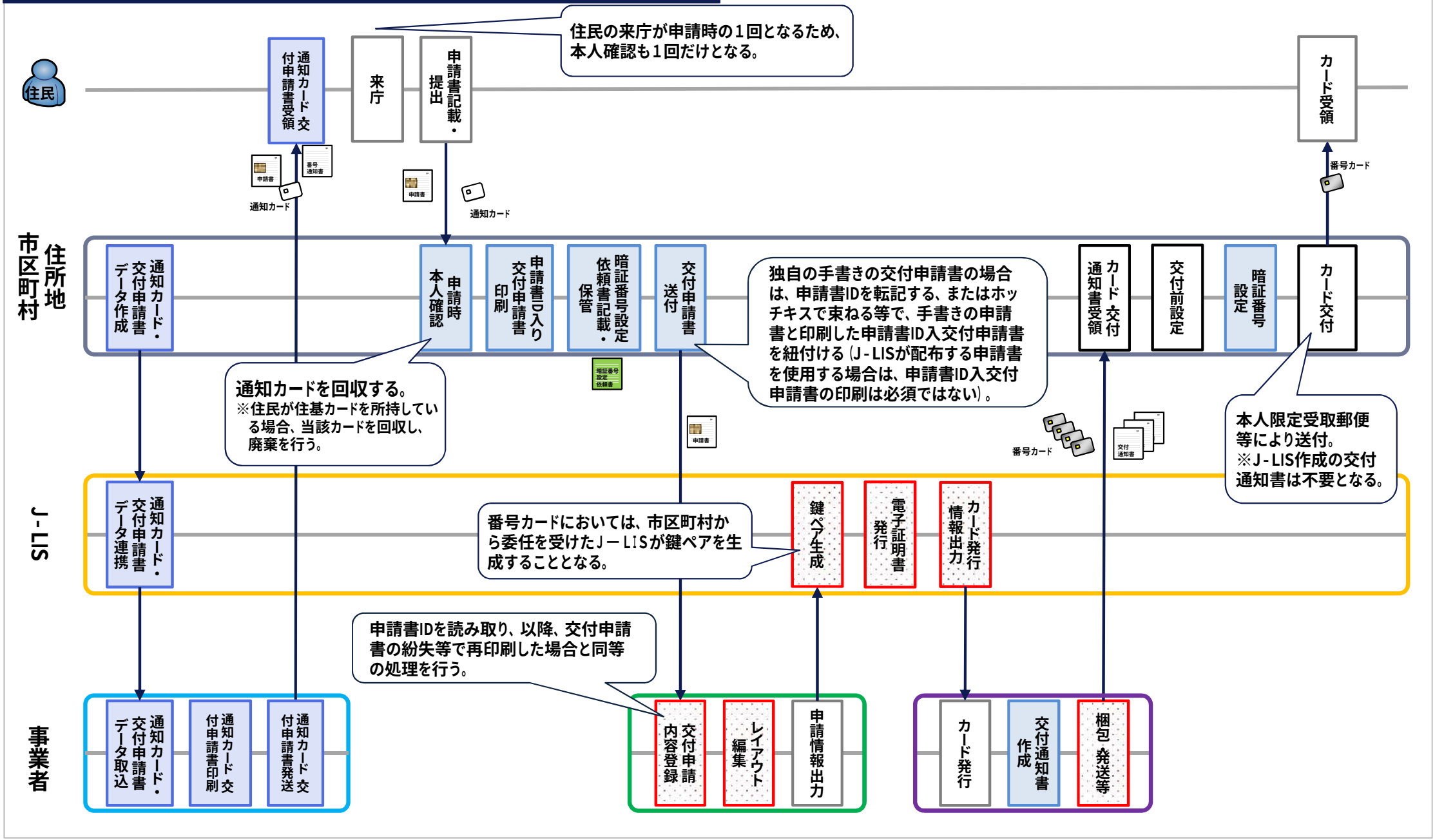

市区町村における個人番号カードの交付業務フロー（③被災者・DV等被害者対応）

○　住所地市区町村以外に居所を構える被災者やDV被害者に対する交付を想定した業務フローは、以下のとおり。

被災者・DV等被害者向け交付業務フロー（一括委任方式：申請時来庁）

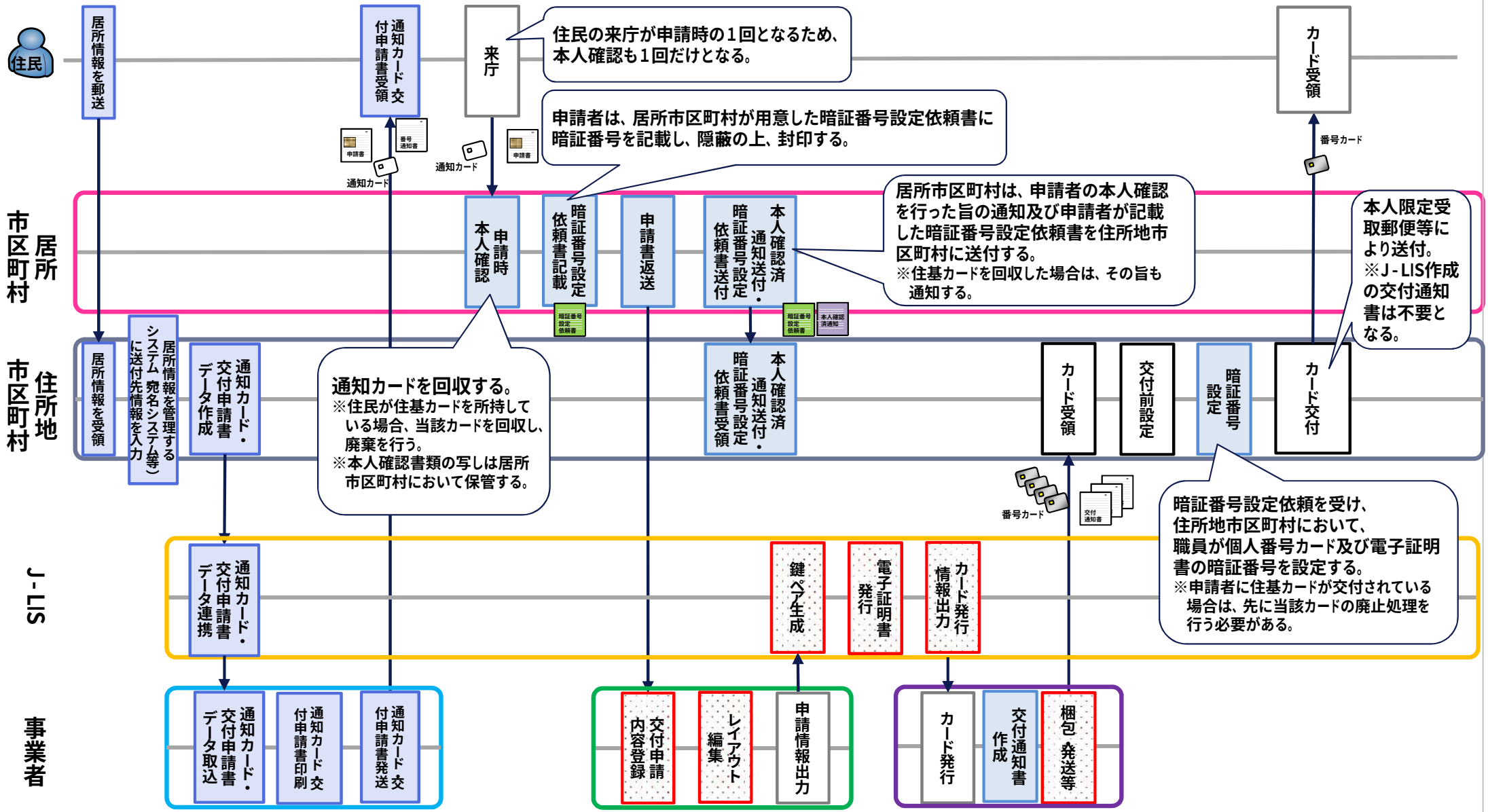

※　J-LIS又は居所市区町村で暗証番号設定を可能とするにはシステムの大幅な見直しが必要となり、相当のコストがかかるともに、平成28年1月以降の早期の対応が困難。

市区町村における個人番号カードの交付業務フロー（④勤務先企業等による一括申請）

○　勤務先企業等において従業員の申請を一括して行う場合を想定した交付業務フローは、以下のとおり。

職場で一括して申請を取りまとめる交付業務フロー（一括委任方式：交付時来庁）

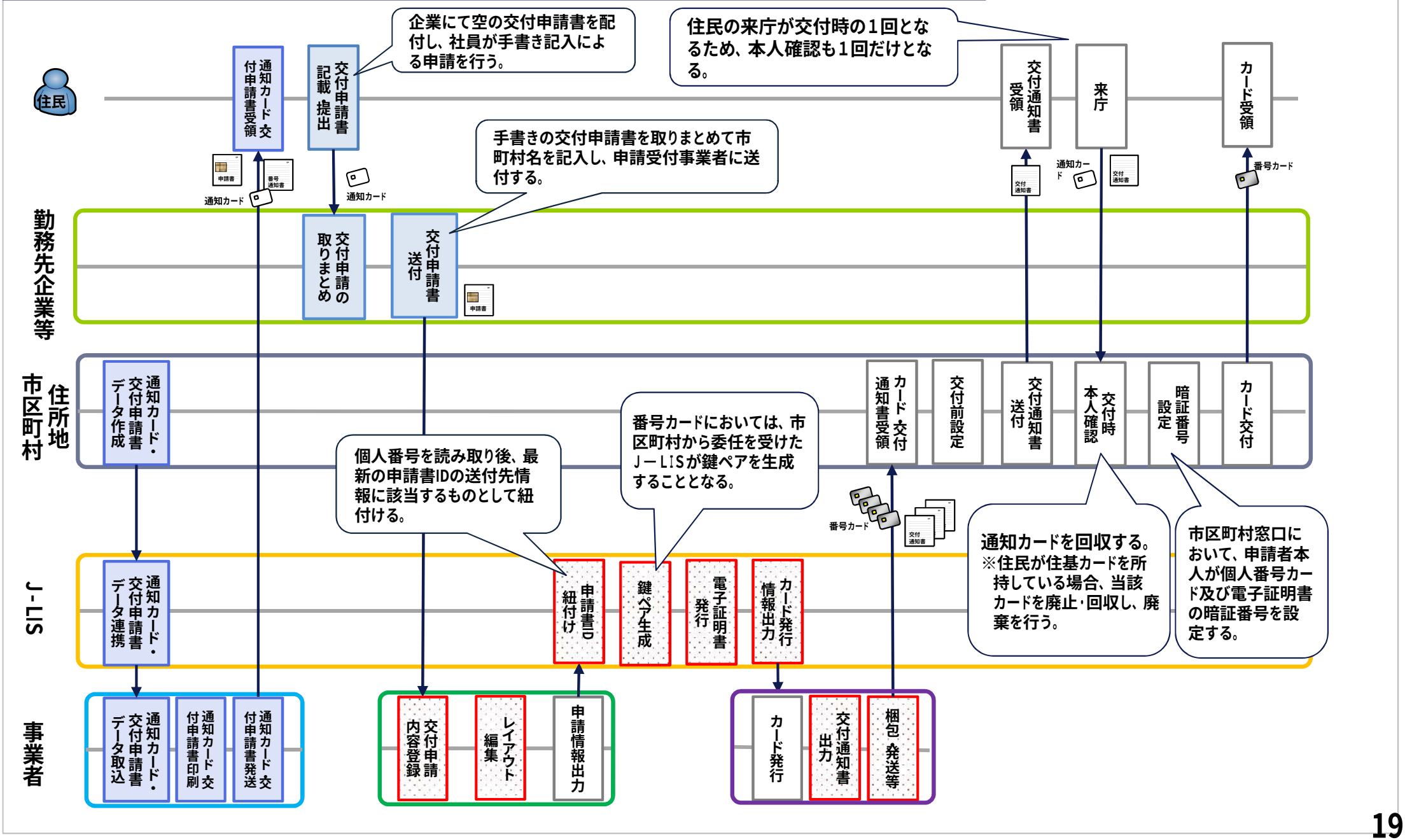

市区町村における個人番号カードの交付業務フロー（⑤勤務先企業等に職員が出向き一括申請受付）

○ 勤務先企業の所在市区町村の職員が勤務先企業に出張し、従業員の本人確認を一括して行う場合を想定した交付業務フローは、以下のとおり。

職場で一括して申請を取りまとめる交付業務フロー（一括委任方式：勤務先での申請時本人確認）

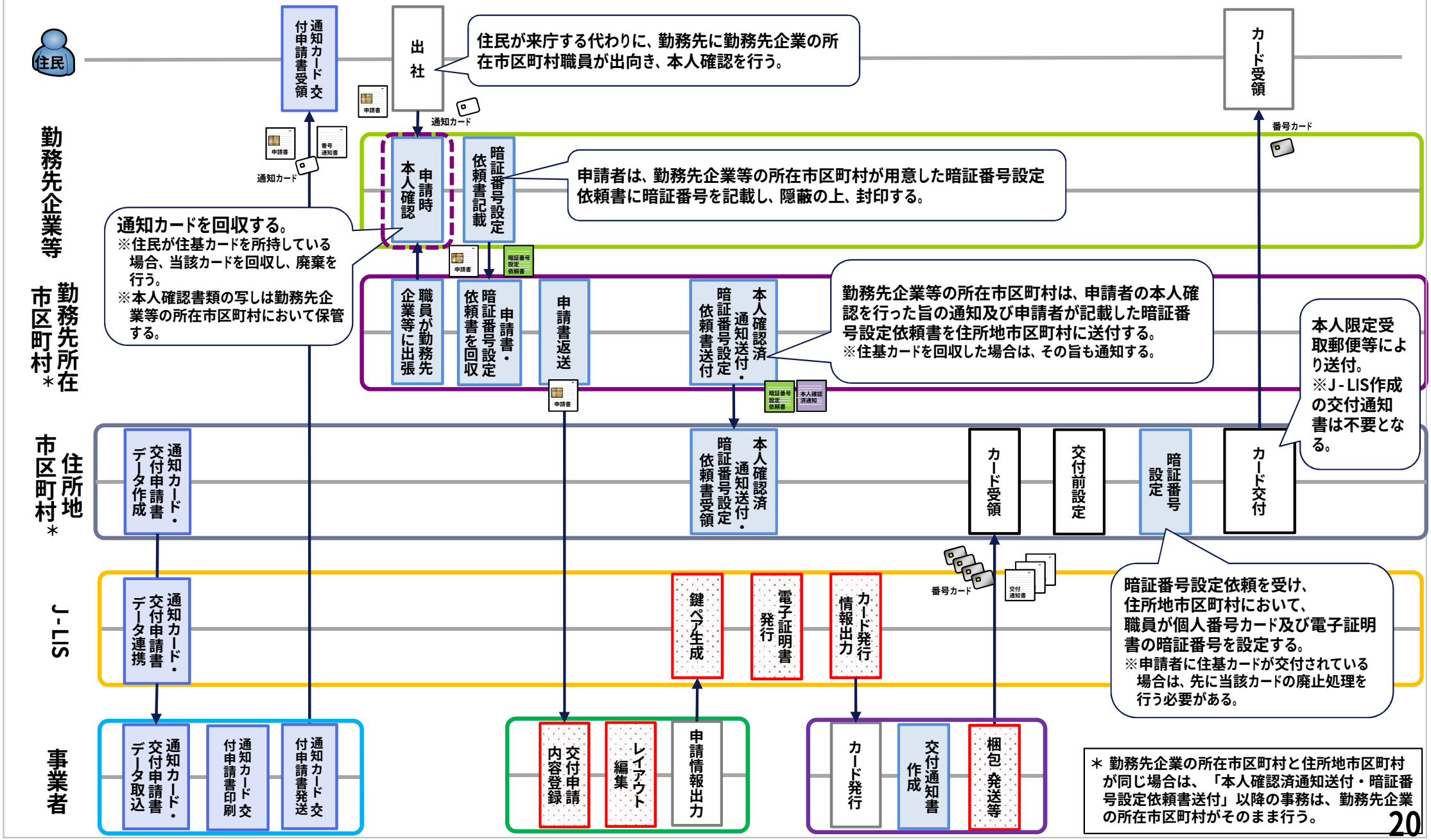

＊ 勤務先企業の所在市区町村と住所地市区町村が同じ場合は、「本人確認済通知送付・暗証番号設定依頼書送付」以降の事務は、勤務先企業の所在市区町村がそのまま行う。

★住所地以外の居所に住む被災者、DV等被害者、長期間の病院・施設等への入院・入所者等に対する通知カードの送付方法

考え方

○ 通知カードについては、市区町村長が、**番号法施行日において現に当該市区町村の備える住民基本台帳に記録されている者に対して送付**することとなっている。

○ 通知カードは**住民票の住所に簡易書留で郵送**されるため、**住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市区町村へ住民票を異動していただくことが基本**。この旨、政府広報等で周知・広報に努めているところ。

○ しかしながら、

①**東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者**、

②**ＤＶ等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者**、

③**長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない者**、

④①から③までに掲げる者以外の者で、**やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者**、

については、**居所（避難先・入院先・入所先）を登録**してもらい、**居所に送付**することとする。

居所に送付するための居所情報の把握方法

◆居所情報の登録に係る周知（趣旨、登録の方法、様式、時期などについて、国・都道府県・市区町村が協力して、7月頃以降に周知（予定））

↓

◆居所情報の住所地市区町村への登録等

被災者 ↓1（1）

○避難先情報を住所地市区町村に登録してもらう（登録期間は9月1日～30日）。

【例外】○住所地市区町村が保有する避難先情報を活用することも可。（→1(2)）※ただし、最新情報への更新が必要（被災者に連絡する、被災者に登録してもらう等により）

○具体的には、申請書（氏名、居所、やむを得ない事由等を記載）を住所地市区町村に郵送してもらう。

・本人確認書類の写しを添付させる。
・送付場所の確認のための資料を添付させる。
…郵便による住民票の写し等交付請求の場合と同様の取扱い

・避難元市町村や避難元県等からの情報提供等に活用するため、避難先情報についての避難元市町村庁内での共有や避難元県との共有等の同意欄を設ける。

○登録された避難先情報をもとに、J－LISが避難先に通知カードを送付する。

DV等被害者 ↓2（1）

○居所情報を住所地市区町村に登録してもらう（登録期間は9月1日～30日）。

【例外】○住所地市区町村がDV等支援対象者に連絡し、居所情報を確認する（又は登録させる）ことも可。（→2(2)）

○具体的には、申請書（氏名、居所、やむを得ない事由等を記載）を住所地市区町村に郵送してもらう。

・本人確認書類の写しを添付させる。
・送付場所の確認のための資料を添付させる。
…郵便による住民票の写し等交付請求の場合と同様の取扱い

○登録された居所情報をもとに、J－LISが居所に通知カードを送付する。

【例外】○住所地市区町村の役所・役場の所在地に一旦留め置き、住所地市区町村が本人に送付することも可。（→2(2)）

居所に送付するための居所情報の把握方法＜続き＞

医療機関・施設等への長期入院・入所者（→3（1））

○入院・入所先情報を住所地市区町村に登録してもらう（登録期間は9月1日～30日）。

【例外】○住所地市区町村（福祉部局等）が保有する入院・入所先情報を活用することも可。（→3(2)）

※ただし、最新情報への更新が必要（本人や入院・入所先に連絡する等により）

○具体的には、申請書（氏名、入院・入所先、やむを得ない理由等を記載）を住所地市区町村に郵送してもらう。

・本人確認書類の写しを添付させる。
・送付場所の確認のための資料を添付させる。

…郵便による住民票の写し等交付請求の場合と同様の取扱い

○登録された入院・入所先情報をもとに、J－LISが当該入院・入所先に通知カードを送付する。

【例外】○住所地市区町村の役所・役場の所在地に一旦留め置き、住所地市区町村が本人に送付することも可。（→3(2)）

◆その他

○代理人の取扱い

・被災者等の居所情報の登録を本人に代わって代理人が行うことも可。
・代理人が被災者等本人に代わって通知カードを受け取るため、代理人の住所・勤務先等を送付先として登録することも可。
（ただし、代理権の確認書類、代理人の本人確認書類の写しの提出が必要。）

○居所を異動した場合の取扱い

被災者、DV等被害者、医療機関・施設等への長期入院・入所者等が、居所（避難先・入院先・入所先等）を異動した場合には、新しい居所（避難先・入院先・入所先等）の情報を住所地市区町村に再登録してもらう。

1．住所地以外の居所（避難先）に住む被災者の場合の通知カードの送付フロー
（1）原則：居所情報（避難先情報）を登録し、居所にJ-LISが送付

住所地以外の居所（避難先）に住む被災者

①居所情報（避難先情報）を登録（申請書等を郵送）

・居所情報登録申請書（氏名、避難先、やむを得ない事由等を記載）
・本人確認書類の写し
・送付場所の確認のための資料

※被災者であることを証する書類の提出を求めてもよい
※避難元市区町村等からの情報提供等に活用するため、
　避難先情報の共有の同意欄を申請書に設ける

住所地市区町村

避難先情報

②居所情報を管理するシステム（宛名システム等）に居所情報（避難先情報）を入力

③通知カード・番号カード交付申請書データ作成

④データ送信

J-LIS

⑤通知カード・番号カード交付申請書
　データ連携

⑥データ送信

委託事業者

⑦通知カード・番号カード交付申請書
　データ取込、印刷

⑧通知カード送付

1．住所地以外の居所（避難先）に住む被災者の場合の通知カードの送付フロー
（2）例外：保有する居所情報（避難先情報）を活用し、居所にJ-LISが送付

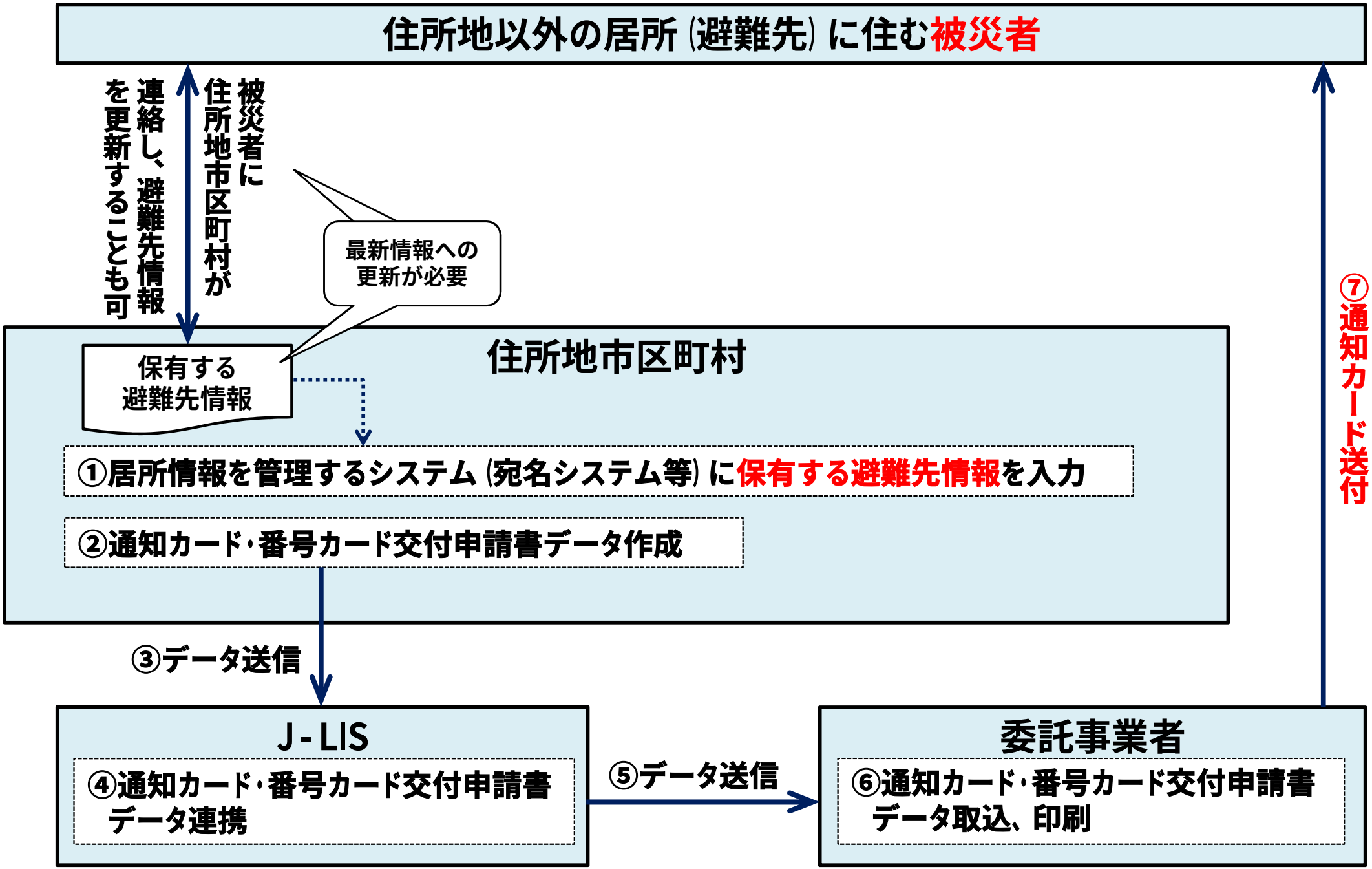

2．住所地以外の居所に住むＤＶ等被害者の場合の通知カードの送付フロー
(1)原則：居所情報を登録し、居所にJ-LISが送付

住所地以外の居所に住むDV等被害者

①自ら居所情報を登録（申請書等を郵送）

・居所情報登録申請書（氏名、避難先、やむを得ない事由等を記載）
・本人確認書類の写し
・送付場所の確認のための資料

※ＤＶ等被害者であることを証する書類の提出を求めてもよい

①Ｂ ＤＶ等支援対象者に住所地市区町村が連絡し、居所情報を確認（登録）することも可

⑧通知カード送付

住所地市区町村

居所情報

②居所情報を管理するシステム（宛名システム等）に居所情報を入力

③通知カード・番号カード交付申請書データ作成

④データ送信

J-LIS

⑤通知カード・番号カード交付申請書データ連携

⑥データ送信

委託事業者

⑦通知カード・番号カード交付申請書データ取込、印刷

2．住所地以外の居所に住むＤＶ等被害者の場合の通知カードの送付フロー
(2)例外：居所情報を登録するが、一旦住所地市区町村で留め置き、そこから送付

住所地以外の居所に住むDV等被害者

①B DV等支援対象者に住所地市区町村が連絡し、居所情報を確認（登録）することも可

①自ら居所情報を登録（申請書等を郵送）

・居所情報登録申請書（氏名、避難先、やむを得ない事由等を記載）
・本人確認書類の写し
・送付場所の確認のための資料

※ＤＶ等被害者であることを証する書類の提出を求めてもよい

居所への届けや来庁による受取りも可

⑩通知カード送付

住所地市区町村

居所情報

②居所情報を管理するシステム（宛名システム等）に
住所地市区町村の役所・役場の所在地を入力　※居所情報は入力しない

③通知カード・番号カード交付申請書データ作成

⑨
通知カード・
番号カード交付申請書到着

④データ送信

⑧通知カード送付

J-LIS

⑤通知カード・番号カード交付申請書
データ連携

⑥データ送信

委託事業者

⑦通知カード・番号カード交付申請書
データ取込、印刷

3．医療機関・施設等への長期入院・入所者への通知カードの送付フロー
(1)原則：入院・入所先情報（居所情報）を登録し、居所にJ-LISが送付

平成27年10月5日以降、医療機関・施設等に長期入院・入所することが見込まれる者

※　入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない者に限る（退院後に住所地市町村から入手する予定である者を除く）

①B 本人や入院・入所先に、住所地市区町村が連絡し、入院・入所先情報を確認（登録）することも可

①自ら入院・入所先情報（居所情報）を登録（申請書等を郵送）

・居所情報登録申請書（氏名、入院先・入所先、やむを得ない理由等を記載）
・本人確認書類の写し
・送付場所の確認のための資料

住所地市区町村

入院・入所先情報

②居所情報を管理するシステム（宛名システム等）に入院先・入所先情報を入力

③通知カード・番号カード交付申請書データ作成

④データ送信

J-LIS

⑤通知カード・番号カード交付申請書データ連携

⑥データ送信

委託事業者

⑦通知カード・番号カード交付申請書データ取込、印刷

⑧通知カード送付

3．医療機関・施設等への長期入院・入所者への通知カードの送付フロー
(2)例外：入院・入所先情報を登録するが、一旦住所地市区町村で留め置き、そこから送付

平成27年10月5日以降、医療機関・施設等に長期入院・入所することが見込まれる者

※　入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない者に限る（退院後に住所地市町村から入手する予定である者を除く）

①B 本人や入院・入所先に、住所地市区町村が連絡し、入院・入所先情報を確認（登録）することも可

①自ら入院・入所先情報（居所情報）を登録（申請書等を郵送）

- 居所情報登録申請書（氏名、入院先・入所先、やむを得ない理由等を記載）
- 本人確認書類の写し
- 送付場所の確認のための資料

住所地市区町村

入院・入所先情報 ✕

②居所情報を管理するシステム（宛名システム等）に住所地市区町村の役所・役場の所在地を入力

※入院・入所先情報は入力しない

③通知カード・番号カード交付申請書データ作成

④データ送信

J-LIS

⑤通知カード・番号カード交付申請書データ連携

⑥データ送信

委託事業者

⑦通知カード・番号カード交付申請書データ取込、印刷

⑧通知カード送付

⑨通知カード・番号カード交付申請書到着

（居所への届けも可）

⑩通知カード送付

①番号法施行後（H27.10～）に転居・転入手続をとる者への通知カードの扱い

転居・転入届出時に転入先市区町村等において通知カードの所有を確認（番号法第7条第3項及び第4項）

- 通知カードが既達の場合
  - 裏書き対応
- 通知カードが未達の場合※1
  - 転入の場合
    - 前住所地で受理する可能性について確認（元世帯者が受理する場合等）
      - 受理する可能性あり
        - 転入手続後
          その者から入手の上、来庁時に裏書きの上交付
          又は
          新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送するとともにその者から入手の上返還を促す
      - 受理する可能性なし
        - ①-1
        - ＜転入先市区町村＞
          転入手続後
          新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送
          ＜転出元市区町村＞
          （転出手続：済）
          1. 返戻後 返還登録
          2. 廃棄処理
  - 転居の場合
    - 通知カードが返戻されている場合
      - ①-2
      - 転居手続後
        裏書きの上交付
        又は
        1. 返還登録
        2. 廃棄処理
        3. 新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送
    - 通知カードが返戻されていない場合
      - 前住所地で受理する可能性について確認（元世帯者が受理する場合等）
        - 受理する可能性なし
          - ①-3
          - 【新規発行希望の場合】
            転居手続後
            1. 返戻後 返還登録
            2. 廃棄処理
            3. 新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送
          - 【裏書交付希望の場合】
            転居手続後
            返戻後裏書のための再来庁を促す
            又は
            返戻後裏書の上市町村の独自サービスとして簡易書留で再送
        - 受理する可能性あり
          - 転居手続後
            その者から入手の上、来庁時に裏書きの上交付
            又は
            新送付先情報をJ-LISに送信、通知カード（但し申請書なし）を再送するとともにその者から入手の上返還を促す

●返還登録の作業について

・同一市町村（転居）の場合
返還登録をしないと同一人物の新送付先情報を送信することはシステム上不可。ただし個人番号カード交付申請書付きではない通知カードのみであれば送信可能。

・異市町村（転出入）の場合
返還登録をせずとも新送付先情報の送信が可能。

※1 申請時来庁方式を採用する市区町村においては、通知カードの交付又は再送をせず、転入等届出時に本人確認を行い、本人限定受取郵便等で個人番号カードを交付する ことも可能。

・通知カードの再送期間

通知カードの初期一斉送付期間及びH28.1月から個人番号カードの交付が開始することを踏まえ、H27.12.31までは通知カードを無料で再送することとする（H28.1月以降は再交付扱い（有料）。）。

・世帯分離の場合等の取扱い

転居の場合：返還登録しないと新送付先情報の登録ができず個人番号カード交付申請書と同紙になった通知カードを再送することはできないが、申請書のない通知カードのみであれば再送可

転入の場合：転出元で返還登録せずとも転入先から新送付先情報の登録を行い個人番号カード交付申請書と同紙になった通知カードの再送可

⇒前世帯者が受理する可能性があれば、その者から入手の上来庁時に裏書き交付するか、通知カードを再送するとともにその者から入手の上返還を促す

・転入先市区町村から新送付先情報をJ-LISに送信し、通知カードを再送することについて

番号法上の通知義務は付番をした転出元市区町村にある⇒一度は通知したことで通知義務は果たしたとして、再交付に準じて転入先市区町村から再送することとする。

②通知カード返戻時の対応フロー

【凡例】
①-1 ： 前頁の ①-1
①-2 ： 前頁の ①-2
①-3 ： 前頁の ①-3

通知カードが市区町村に返戻･返戻内容確認 ※1

日本郵便返戻理由

あて所なし

保管期間経過

受取り拒否

市区町村において住民票記載事項の確認･調査

①同一市区町村内での転居を確認

①-3

【新規発行希望の場合】
1. 返戻後 返還登録
2. 廃棄処理
3. 新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送

【裏書交付希望の場合】
返戻後裏書きのための再来庁を促す
又は
裏書の上市町村の独自サービスとして簡易書留で再送

②他の市区町村への転出を確認

①-1

＜転出元市区町村＞
(転出手続：済)
1. 返還登録
2. 廃棄処理

＜転入先市区町村＞
転入手続後
新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送

③消除
死亡、居住の事実無

返還登録

廃棄処理

④ ①～③を確認できず

当該市区町村において通知カードを一定期間保管（返還登録前）※2

通知カードの初期送付期間が10～12月であることを踏まえ、保存期間は3ヶ月とする

転居等がない場合

市区町村窓口に出頭し本人確認の上交付
or
市町村の独自サービスとして簡易書留で再送

同一市区町村内で転居している場合

①-2

転居手続後
裏書きの上交付
又は
1. 返還登録
2. 廃棄処理
3. 新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送

他の市区町村へ転出している場合

①-1

＜転出元市区町村＞
転出手続後
1. 返還登録
2. 廃棄処理

＜転入先市区町村＞
転入手続後
新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送

※1 申請時来庁方式を採用する市区町村においては、通知カードの交付又は再送をせず、窓口出頭時に本人確認を行い、本人限定受取郵便等で個人番号カードを交付することも可能。

※2 一定期間経過後は返還登録の上廃棄処理とし、以後の通知カードの発行は再発行扱いとする。

市区町村窓口における個人番号カード交付時の流れ（交付時来庁方式の場合）

住民

交付通知書受領

来庁

カード受領

カード交付処理

カード・交付通知書受領

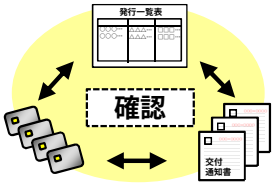

・内容物（発行一覧表・交付通知書・個人番号カード）の確認

【確認事項】
・発行一覧表の内容と交付通知書・個人番号カードの内容の照合

・カード券面の破損・印刷ミス等の確認

など

交付前設定

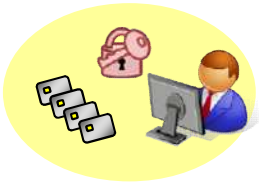

・統合端末の本人確認情報と券面情報との照合

・券面AP・補助APの情報の確認

・電子証明書の希望の有無の確認
→「署名用」を希望しない場合は破棄処理、「利用者証明用」を希望しない場合は失効処理を実施

交付通知書送付

・交付通知書に交付期限を記載

・交付通知書送付

※ある程度間隔をあけて順次送付することで、窓口の混雑を緩和

交付時本人確認

・申請者が提示する以下の書類により本人確認を実施

・交付通知書　・通知カード
・本人確認書類

・交付通知書、通知カードを回収

・申請者と個人番号カードの顔写真を照合⇒明らかな差異がある場合は写真を撮り直しの上再申請を促す

・券面に印字誤りがないことを確認

・統合端末の本人確認情報と本人確認書類との照合を実施

暗証番号設定

・以下の暗証番号を設定してもらう

①署名用電子証明書用
②利用者証明用電子証明書用
③住民基本台帳用
④券面事項入力補助用

※①英数字6～16桁、
②～④数字4桁

カード交付

・代替文字情報について確認し、必要に応じ再設定（署名用電子証明書、券面事項入力補助AP）

・個人番号カード交付

・暗証番号を忘れないよう、暗証番号を記録するための書類を交付

市区町村　住所地

事業者（LISより業務委託）

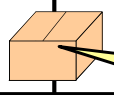

個人番号カード・交付通知書の梱包・発送等

統合端末において運用中の住基カードがあれば、返納を受け、廃止処理を行う

交付前設定で「署名用」の破棄処理をしている場合は①の設定は不要、「利用者証明用」については失効処理をしている場合でも②の設定が必要

個人番号カードを紛失しても安心！～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

カードの紛失

本人が気付く

コールセンターに連絡

コールセンター対応

■ 24時間365日体制にて対応

■紛失の連絡を受け付け次第、一時停止処置対応

■ 日本語以外の言語にも対応
（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語を予定）

■ 第三者が拾得した場合、早急に市町村へ連絡し、本人に連絡を行うように対応

本人が気付かない

コールセンターに連絡

第三者が拾得

市町村窓口

手元に戻る場合

・市町村窓口へ
・一時停止を解除し、本人利用の再開

手元に戻らない場合

・市町村窓口へ
・廃止を行い、再交付を申請

本人が気付かない

悪用を試みる

第三者が拾得

悪意

顔写真付きのため悪用困難

・顔写真付きのため、悪用が難しい

セキュリティ対策により悪用困難

・悪用を試みた場合、カードがロック

たとえば、暗証番号では・・

■ アプリ毎に異なる暗証番号を設定し情報を保護

■ 暗証番号の入力を一定回数以上間違うとカードがロック

《イメージ》

入力１回目
入力２回目
入力３回目

個人番号カードの発行等の実施（その１・予算の前提）

通知カード

- 初期の通知カード関係書類の送付先：約5,400万世帯（平成27年10月より）
  以降は新規分として年間140万人に送付
- 通知カードの素材：紙
- 通知カード送付の際、個人番号カード交付申請書も同封
- 通知カードの送付方法：簡易書留
- 通知カードと交付申請書の単価：17.9円/枚（障害者用音声コードあり）

個人番号カード

- 無料交付
- 個人番号カード発行枚数：1,500万枚（平成27年度：1,000万枚、平成28年度：500万枚）
- 個人番号カード単価：700円／枚
- 電子証明書：200円／枚

再発行手数料

- 通知カードの再発行手数料：500円
- 個人番号カードの再発行手数料：1,000円

  ※各市町村において手数料条例で定める必要あり

個人番号カードの発行等の実施（その２・予算の内容）

個人番号カードの発行等の実施：483.2億円

個人番号カード交付事業費補助金：443.2億円

【内容】
番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という）への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対して補助金を措置（補助率10/10）

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

（１）個人番号カード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業　0.8億円
（２）通知カード等の作成・発送事業　267.0億円　（0.7億円）
（３）個人番号カードの申込処理事業　48.1億円　（26.4億円）
（４）個人番号カードの製造・発行事業　112.5億円　（66.2億円）
（５）個人番号カード機能の一時停止等のためのコールセンター事業　14.9億円　（3.9億円）

※数字の単位は億円。（　）内の数字は平成28年度国庫債務負担行為。

【対象】
市町村

個人番号カード交付事務費補助金：40.0億円

【内容】
市町村における個人番号カード交付事務に係る経費に対して補助金を措置
（主に臨時職員等追加のための経費を対象）

【対象】
市町村

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて

（平成27年4月17日付　各都道府県社会保障・税番号制度担当課・市区町村担当課宛て総務省自治行政局住民制度課事務連絡）

通知カード及び個人番号カード（電子証明書を含む。）の初回の交付手数料相当経費については、国庫補助の対象とする予定ですが、通知カード及び個人番号カード（電子証明書を含む。）の再交付手数料相当経費については、発行主体のミスによるICチップの破損など、再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、国庫補助の対象としない予定です（注1）。

各市区町村（政令指定都市を含む。以下同じ。）におかれましては、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の徴収の必要性について検討し、必要があると認める場合には、手数料条例の改正について、所要の措置を講じていただくようお願いします（注2）。

なお、検討の結果、個人番号カードの機能やコンビニ交付サービスをはじめとする市区町村における行政サービスへの活用の状況・予定等にかんがみ、申請者から徴収しないこととすることも、もとより可能です。

注1　発行主体のミスによるICチップの破損など、再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等については、別紙のとおりです。

注2　通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円となります。
なお、個人番号カードの再交付に伴う電子証明書の再発行手数料200円は地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が定め、機構からの委託に基づき市区町村において徴収することとなるため、電子証明書については手数料条例の制定は不要です。

再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等について

別紙

※ 「政令」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
※ 「省令」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令

●通知カード

事由	条項	該当性・国庫補助対象
通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合の再交付 個人番号カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合の再交付	省令§11Ⅰ①⑦	原則として× ただし市区町村・J-LISのミスによる場合については○
通知カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付	省令§11Ⅰ②⑧	○
通知カード又は個人番号カード返納後の再交付	省令§11Ⅰ③～⑥により返納	原則として× ただし、 ①個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付 ②市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付 ③国外転出による返納後の再交付 については○

●個人番号カード（電子証明書を含む）

事由	条項	該当性・国庫補助対象
紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合の再交付 カードの機能が損なわれた場合の再交付	省令§28Ⅰ	原則として× ただし市区町村・J-LISのミスによる場合については○
追記欄の余白がなくなった場合の再交付	省令§29Ⅰ	○
個人番号カード返納後の再交付	政令§15Ⅱ～Ⅳにより返納	原則として× ただし、 ①個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付 ②市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付 ③国外転出による返納後の再交付 については○

※個人番号カードの有効期間満了に伴う再交付手数料の扱いについては別途検討。

「コンビニ交付サービス」の導入について①

1 個人番号カード（平成28年1月交付開始）

表面（案）

裏面（案）

◆ 交付手数料は無料。

◆ 数多くのメリット。

❶ 個人番号の証明書
❷ 本人確認の証明書
❸ 市町村や国などの各種サービスのカード
❹ 行政手続のオンライン申請
❺ 民間のオンライン取引・口座開設
❻ コンビニ等で各種証明書を取得

➡ 相当数の住民が取得するものと見込まれる。

2 コンビニ交付サービスのイメージ

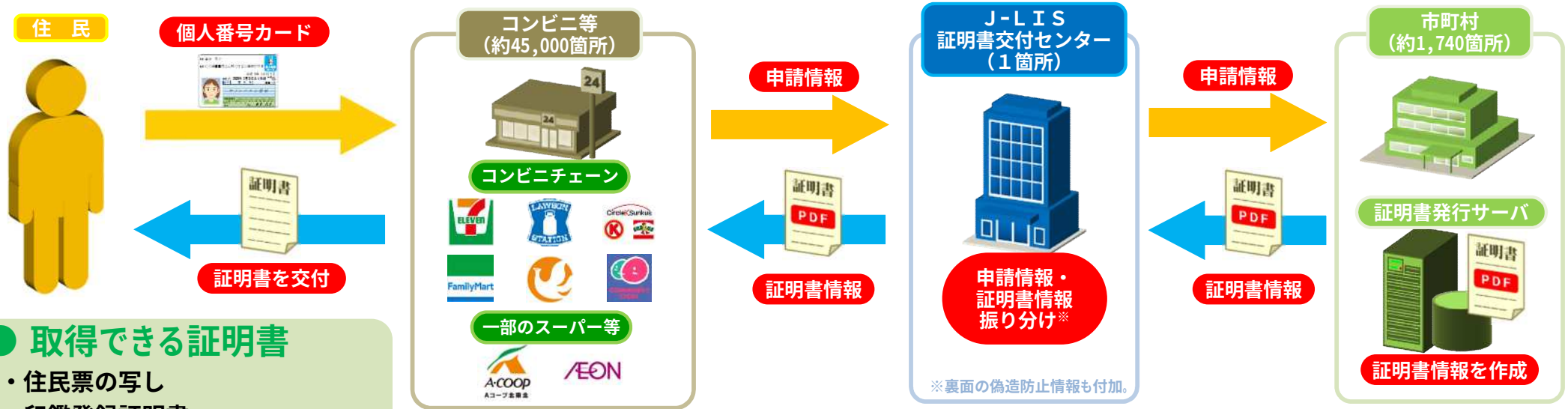

● 取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 住民票記載事項証明書※
- 各種税証明書※
- 戸籍証明書※
- 戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

いつでも 早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日※も対応。

※12/29～1/3を除く。

どこでも 全国の約45,000店舗で交付を受けられる。

導入のメリット

- 住民の利便性向上
- 窓口業務の負担軽減
- 証明書交付事務コストの低減

「コンビニ交付サービス」の導入について②

3　導入予定団体

■ 個人番号カードの導入を契機に、多くの市町村がコンビニ交付サービスの導入を予定。

約５割の団体がコンビニ交付サービスを導入予定。※

➡ その住民である約１億１千万人（国民の約８割）がコンビニ交付サービスを享受できることとなる見込み。※※

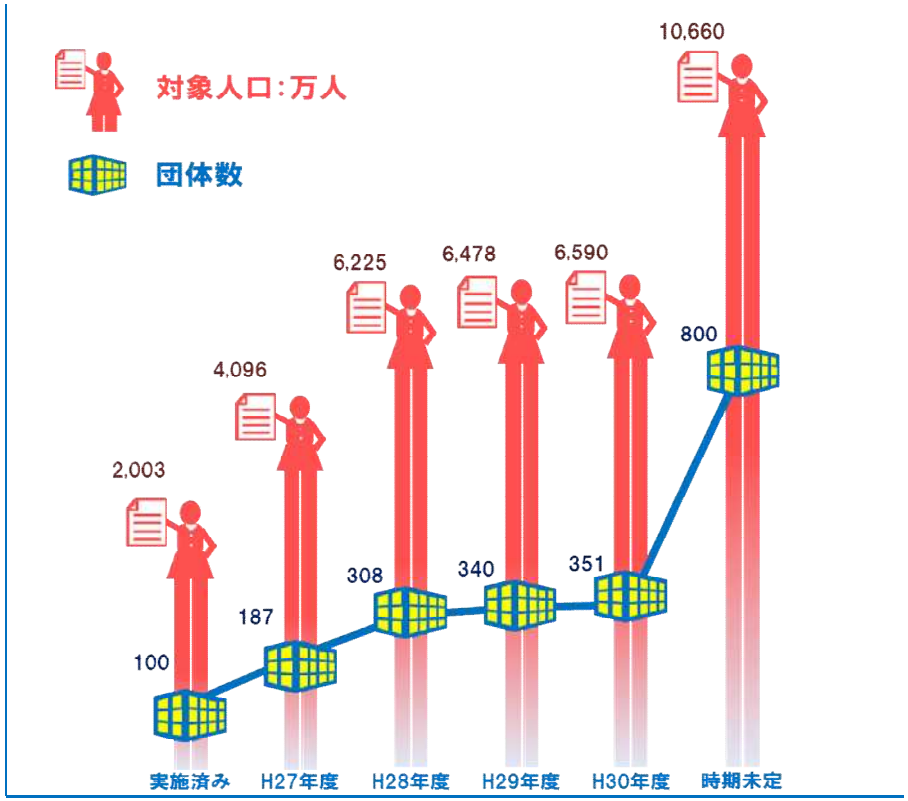

※　J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。
　　実施済み団体数は平成27年6月1日現在。
※※平成26年1月1日現在の人口をもとに算出。

4　導入のための経費

■ コンビニ交付サービスの導入コストは、標準的な団体の実績平均で約2,100万円※。

- 既存システムの改修費
- 証明書発行サーバの構築費
- 証明書交付センターへの接続費

▶ 約2,100万円

※住民票の写し、印鑑登録証明書を対象とする場合、
　平成２２年度～２４年度に導入した５９団体の事業費を基に算出。

特別交付税措置

対象経費に対し、

２分の１、上限5,000万円の措置

条件：自治体クラウドの推進に資するものであること。

■ ランニングコスト

◆ 証明書発行サーバの保守費

◆ 証明書交付センターの運営負担金
- 町村１００万円～指定都市（１００万人以上)1,000万円
- 一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。

◆ コンビニ事業者等への委託手数料（１通当たり）１２３円

以上についても、当初３年間は上記特別交付税の対象となる。

「コンビニ交付サービス」の導入について③

5　導入のための準備・期間

■ J-LIS等への申請書の提出後、概ね6か月間の期間が必要。

- J-LISへの申請書と、LGWANへの申請書の提出が必要。
- 標準的には、システム改修等に概ね３か月、テストに概ね３か月の期間が必要。

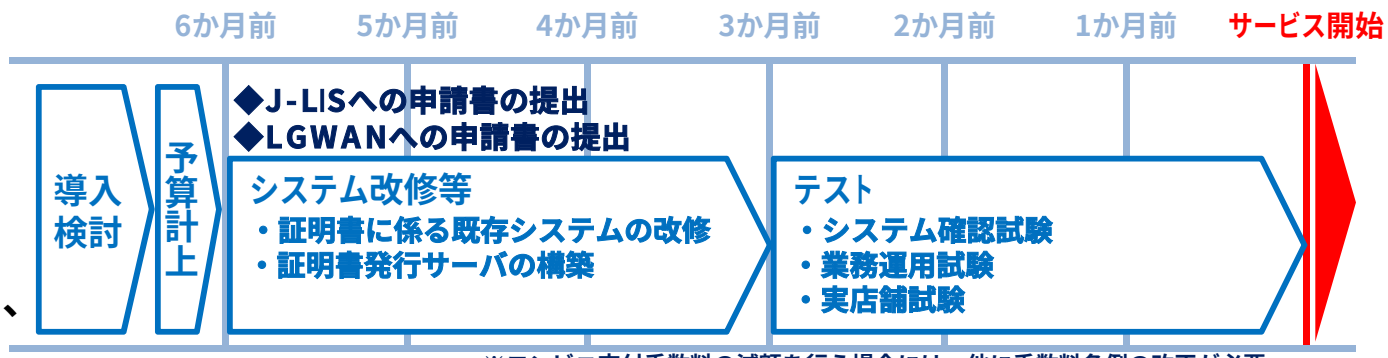

※コンビニ交付手数料の減額を行う場合には、他に手数料条例の改正が必要。

6　どんどん便利になるコンビニ交付サービス

■ 6カ国語に対応（26年6月開始）

コンビニ交付サービスは、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の６カ国語による画面案内を実施。外国人住民に優しく、市町村の窓口対応の負担もぐっと軽減するサービス。

■ 住所地と本籍地が異なる住民でも、戸籍の証明書を取得可能に（28年1月予定）

現在のコンビニ交付サービスでは、戸籍の証明書の交付を受けられるのは、住所地と本籍地が同一の住民に限られる。

２８年1月以降は、住所地と本籍地が異なる住民でも本籍地に申請をしておけば、コンビニ等で戸籍の証明書の交付を受けられるよう、機能を追加する予定。※

※本籍地がコンビニ交付サービスを公的個人認証方式により導入することが必要。

7　よくあるご質問

Q. うちの町にはコンビニが無い。コンビニ交付サービス導入の意味がない。

A．コンビニ交付サービスは、参加市町村のコンビニ等に限らず、全国どこのコンビニ等でも交付が受けられるサービス。

よって、参加市町村にコンビニ等がなくても、住民の生活圏（通勤、通学、買い物等のエリア）においてコンビニ等があれば、参加の意義がある。

また、あたかも庁舎がコンビニ店舗であるかのように、コンビニのマルチコピー機をリースし設置するという方法もある。

Q. 番号法に基づく情報連携で各種証明書の添付が不要になっていく。コンビニ交付サービスの意義は早晩失われるのでは。

A．番号法に基づく情報連携は官→官に限られ、民→民の情報連携はされないので、民間事業者に対しては引き続き各種証明書の添付が必要。現在、コンビニ交付の約４割を占める印鑑登録証明書は、民間事業者に提出されるものであり、また、同様に約４割を占める住民票の写しは、住宅関係手続など多くの民民手続で活用されていることから、コンビニ交付サービスの意義は失われない。